

6 文科高第 2372 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する各地方公共団体の長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 都 道 府 県 知 事
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚生労働省社会・援護局長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

殿

文部科学省高等教育局長
伊藤 学司

文部科学省総合教育政策局長
茂里 賀

文部科学省初等中等教育局長
望月 賢

「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」、「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

この度、「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 17 号。以下「一部改正法」という。）、「大学等における修学の支援に関する

る法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和7年政令第142号。以下「整備政令」という。）及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令」

（令和7年文部科学省令第10号。以下「一部改正省令」という。）が令和7年3月31日に公布されました。

これらの法律及び政省令の施行により、これまで別紙5等によりお知らせしてきた制度改正が行われることとなりますので、下記内容について十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及びその設置者並びに域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会教育長、構造改革特別区城法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長及び厚生労働省におかれては、所管する学校に対して、本件について周知されるようお願いします。学校への周知に際しては、学校における働き方改革の観点から、例えば、他の案件とまとめて周知する等、必要に応じて御判断いただきますよう、お願いいたします。

なお、大学等（大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専門学校をいう。以下同じ。）におかれては、「高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領及び機関要件の確認事務に関する指針の改定について（通知）」（令和7年3月31日付け高等教育局長通知）及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が示す「奨学事務の手引」を併せて御参照ください。また、JASSOの奨学金の予約採用を実施いただく各高等学校等におかれては、JASSOが示す「推薦事務の手引き」を併せて御参照いただくようお願いいたします。

記

凡例：法令等の略称について

大学等修学支援法	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）
大学等修学支援法施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）
大学等修学支援法施行規則	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）
JASSO法	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）
JASSO法施行令	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）
JASSO省令	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）

第1 一部改正法の趣旨

高等教育費を理由として理想の数の子供を持てない状況を払拭するため、令和7年度から、多子世帯（多数の子等の教育費を負担している家庭をいう。以下同じ。）の学生等について、所得制限なく、大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）を国が定める一定額まで無償とするため、当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を構ずるものである。

第2 一部改正法の概要

1 大学等修学支援法の目的の見直し

法律の目的を、多子世帯及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭（以下「低所得者世帯」という。）における教育費の負担の一部を社会全体で負担することにより、これらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することとする。（第1条関係）

2 授業料等減免の対象者の追加

授業料等減免の対象者として、低所得者世帯の学生等に加え、多子世帯の学生等を対象とする。（第4条関係）

3 認定手続に関する規定の整備

学生等が授業料等減免を受けるために必要な認定の手続や、認定事由が変わった場合の変更認定の手続規定を整備する。（第5条、第6条関係）

4 授業料等減免についての配慮事項の新設

国は、低所得者世帯の学生等に係る授業料等減免については、JASSO法に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。（第15条関係）

5 その他

（1）施行期日

令和7年4月1日から施行する。（附則第1条関係）

（2）経過措置

① 一部改正法の施行の際現に同法による改正前の大学等修学支援法（②において「旧法」という。）第8条第1項の規定による認定を受けており、かつ、当該認定に係る大学等に引き続き在学する者についての令和7年4月1日以後の在学に係る授業料の減免については、当該者は、施行日において、一部改正法による改正後の大学等修学支援法第4条第1項第2号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けたものとみなす。（附則第2条関係）

② 施行日前に旧法第8条第1項の規定による認定を受けた者の当該認定に係る大学等の入学金及び施行日前の在学に係る授業料の減免については、なお従前の例による。（附則第3条関係）

③ この法律の施行前にした行為及び附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（附則第4条関係）

※このほか、必要な経過措置は、政令で定める旨を附則第5条関係に定めているが、政令において規定する経過措置はない。

（3）検討規定

政府は、この法律の施行後4年を目途として、改正後の大学等修学支援法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第6条関係）

（4）その他所要の規定の整備

関係法律について所要の改正を行う。（附則第7条～第10条関係）

第3 整備政令の趣旨

一部改正法の施行に伴い、多子世帯の学生等に係る大学等の授業料等減免の額について定める等関係政令の規定の整備を行うものである。

第4 整備政令の概要

1 授業料等減免上限額の規定

多子世帯の学生等（大学等修学支援法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者）について、授業料等減免の額を定める。（改正後の大学等修学支援法施行令第2条第2項第1号関係）

2 その他

（1）施行期日

令和7年4月1日から施行する。（附則第1条関係）

（2）その他所要の規定の整備

大学等修学支援法施行令についてその他所要の改正を行うとともに、関係政令に関し所要の規定の整備を行う。

第5 一部改正省令の趣旨

一部改正法及び整備政令の施行に伴う授業料等減免の対象者の拡大にあたり、関係省令の規定の整備等を行うものである。

第6 一部改正省令の概要

1 大学等修学支援法施行規則の改正

（1）子その他これに類する者の規定

多子世帯か否かの判定の対象となる「子その他これに類する者」として、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。）に係る学生等の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の扶養親族（当該生計維持者が、市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者。生計維持者のいすれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者を除く。以下同じ。）及び

これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものとすることとする。（第1条の2関係）

なお、これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものは、別紙4「大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2の文部科学大臣が定めるものについて」（令和7年3月31日文部科学大臣決定）のとおり、新たに出生した実子や、特別養子縁組による養子及び新たに委託された里子等とする。

（2）認定の基準及び方法に係る改正

大学等修学支援法第5条第2項の「文部科学省令で定める基準及び方法」として、以下を規定することとする。（第10条第2項関係）

＜多子世帯の学生等（法第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者）の認定について＞

次のアからウまでの基準に該当すること

ア 学生等が、（1）の子その他これに類する者であること。

イ 学生等の生計維持者に係る（1）の子その他これに類する者の数の合計が3人以上であること。

ウ 学生等及びその生計維持者の有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額が3億円未満であること。

＜低所得者世帯の学生等（法第4条第2項第2号に掲げる授業料等減免対象者）の認定について＞

次のア及びイの基準に該当すること。

ア 大学等修学支援法施行令第2条第2項に規定する減免額算定基準額（以下単に「減免額算定基準額」という。）が51,300円未満（学生等が文部科学大臣が別に公示する学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する場合は154,500円未満）であること。

※ 一部改正省令による改正前の大学等修学支援法施行規則に同じ。

イ 学生等及びその生計維持者の有する資産が5,000万円未満であること。

（3）認定を受けようとする場合の申請手続

大学等修学支援法第5条第1項の規定により、第4条第1項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下「学業成績関係書類等」という。）等を添付して、当該学生等が在学する大学等の設置者に提出することとなり、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等を省略することができるようとする。また、変更認定を受けようとする場合も、同様の手続とする。

これらの文部科学省令で定めるものとして、以下のとおり規定する。

（第11条関係）

ア 申請書に記載する事項

（i）氏名・出生の年月日及び住所

（ii）過去に授業料等減免を受けたことがあるか否かの別（変更認定の場合は不要）

イ 学業成績関係書類等

(i) 大学等への入学後 1 年を経過していない学生等の場合

- ・学業成績に関する書類
- ・大学等における学修の計画に関する書類

(ii) (i) 以外の学生等の場合

- ・大学等における学修の計画に関する書類

ウ 学業成績関係書類等を省略できる場合

選考を行う大学等の設置者が、JASSO が行う給付奨学生認定に係る選考の結果 その他の JASSO が保有する情報（以下「機構選考結果等」という。）を活用することにより、学生等が特に優れた者であることを確認できる場合

※ (2) の認定においても、機構選考結果等を活用できることを規定する。

なお、上記の申請書及び学業成績関係書類等の提出は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。）により行うものとする。

(4) 大学等の確認要件に係る改正

大学等修学支援法第 7 条第 2 項に規定する確認を受けている大学又は高等専門学校が、現行の大学等修学支援法施行規則第 4 条第 4 項に規定する基準を満たさない場合であっても、大学又は高等専門学校が、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして文部科学大臣が認める場合には、確認取消しを猶予することとする。

また、過去に確認の取消しを受けた大学及び高等専門学校が、基準現行の大学等修学支援法施行規則第 3 条第 2 号ハに規定するのみを満たさない場合について、当該大学等が直前 3 年度のいずれの年度においても、進学・就職率が 9 割を超えており、かつ、収容定員充足率が 6 割以上である場合は、機関要件を満たすものとして確認を行うこととする。（第 4 条関係）

(5) 学生等の学業要件に係る改正

学生等が支援継続のために満たすべき学業成績の要件について、以下のとおり改正することとする。（別表第 2 関係）

	判定の対象	改正前	改正後
廃止	修得単位数	標準単位数の 5 割以下	標準単位数の 6 割以下
	出席率	出席率が 5 割以下	出席率が 6 割以下
警告	修得単位数	標準単位数の 6 割以下	標準単位数の 7 割以下

※上記に記載がない要件については、現行から変更なし。

(6) その他の改正

一部改正法の施行及びこれに伴う上記の改正等を踏まえ、その他所要の改正を行う。

2 JASSO 省令の改正

(1) 給付奨学生認定の基準及び方法に係る改正

JASSO 法第 17 条の 2 第 1 項の「文部科学省令で定める基準及び方法」として、以下を規定することとする。（第 23 条の 2 第 2 項関係）

○ 学生等及びその生計維持者の資産の状況について、次に掲げる独立行政法人JASSO法施行令第8条の2第4項に規定する支給額算定基準額（以下単に「支給額算定基準額」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により極めて修学に困難があると認められること。

ア 51,300円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(i) 学生等が、その生計維持者（扶養親族である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が3人以上である者に限る。）の扶養親族である子である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するもの 学生等及びその生計維持者が有する資産の合計額が3億円未満であること。

(ii) (i) 以外の者 学生等及びその生計維持者が有する資産の合計額が5,000万円未満であること。

イ 51,300円以上154,600円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(i) ア (i) に該当する者 学生等及びその生計維持者が有する資産の合計額が3億円未満であること。

(ii) 公示対象学部等に在学するもの（ア (i) に該当する者を除く。） 学生等及びその生計維持者が有する資産の合計額が5,000万円未満であること。

ウ 154,600円以上 ア (i) に掲げる者及びその生計維持者が有する資産の合計額が3億円未満であること。

（2）支給額算定基準額の算定方法の特例に係る改正

JASSO法施行令第8条の2第4項ただし書の同項本文の規定により難い場合における支給額算定基準額として、以下を追加することとする。（第40条関係）

○ 学生等（その生計維持者（扶養親族である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が3人以上である者に限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずるものとして文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するものに限る。）及びその生計維持者の有する資産の合計額が5,000万円以上3億円未満であるときの支給額算定基準額を154,500円とする。

（3）学生等の学業要件に係る改正

学生等が支援継続のために満たすべき学業成績の要件について、以下のとおり改正することとする。（別表関係）

	判定の対象	改正前	改正後
廃止	修得単位数	標準単位数の5割以下	標準単位数の6割以下
	出席率	出席率が5割以下	出席率が6割以下
警告	修得単位数	標準単位数の6割以下	標準単位数の7割以下

※上記に記載がない要件については、現行から変更なし。

（4）その他の改正

一部改正法の施行及びこれに伴う上記の改正等を踏まえ、その他所要の改正を行う。

3 その他

(1) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。（附則第1条関係）

(2) 経過措置

- ① 令和7年度に編入学等をした者又は認定専攻科（短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科のうち、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすもの）に進学した者に係る授業料等の減免又は学資支給金の支給を受けようとする場合における特に優れた者であるか否かの判定は、改正前の学業要件により判定することとする。
- ② 令和7年4月1日より前に授業料等減免対象者としての認定又は給付奨学生認定の効力が停止された者について適格認定における収入額・資産額の判定の結果、認定の効力の停止が解除された場合には、令和7年度に限り、一部改正法の施行の日の属する月及び令和7年10月に支給額の変更を行うこととする。

第7 留意事項

(1) 制度改正の周知

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者は、本通知等の内容を十分了知の上、本来、対象となる者が制度の不知により支援の対象から漏れるようないよう、十分な周知を行うこと。

その際、高等教育の修学支援については、高等学校段階における生徒の進路選択にも大きく影響することから、地方公共団体及び高等学校等におかれては「高等学校等就学支援金制度等及び高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）」（令和6年7月10日6文科初第884号初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長連名通知）も御参照の上、支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供をお願いしたいこと。

(2) 大学等における授業料等について

- ① 大学等における入学初年度納付金や授業料について、質の向上を伴わない値上げや合理的な理由のない値上げなど、高等教育費の負担軽減を図るという本改正の趣旨に反するような値上げを行うことは適切ではないこと。入学初年度納付金や授業料を値上げせざるを得ない場合であっても、合理的な範囲での値上げであることについて説明を尽くすとともに、学生等の負担について配慮に努めること。
- ② 文部科学省が直接本制度に係る授業料等減免に必要な費用を支弁する者に関しては、令和7年度において、本制度による授業料等減免を希望し各校に申請する学生等に關し、学生等が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間授業料の納付猶予を原則とすること、そのために必要な減免費用を4月中に交付することにつき、別紙5による連絡を踏まえ、適切に取り扱うこと。

都道府県等文部科学省以外の支弁者により本制度に係る減免費用を交付等されている学校にあっても、本項の趣旨を踏まえ、同様の取組に努めていただくようお願いしたいこと。

（3）大学等における修学に係る相談体制の整備等の徹底について

各大学等における修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保等）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いしたいこと。

【添付資料】

- 別紙1 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号）
- 別紙2 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第142号）
- 別紙3 大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和7年文部科学省令第10号）
- 別紙4 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2の文部科学大臣が定めるものについて（令和7年3月31日文部科学大臣決定）
- 別紙5 令和7年度からの「高等教育の修学支援新制度」における事務手続き等の詳細について⑤（令和7年3月10日付け事務連絡）

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局学生支援課

メール：gakushi@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線3050）

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の一部を次のように改正する。

「第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

目次中 を「第二章 大学等における修学の支援（第三

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条—第十六条）

条—第十五条）」に、「第十七条・第十八条」を「第十六条・第十七条」に、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及

び入学金をいう。以下同じ。）の減免を行い、もつて子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条第一項中「第七条第一項及び第十条」を「次条第一項及び第八条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「次条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「子等」とは、子その他これに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。

第二章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六条を削る。

第七条第一項中「授業料等減免」を「次条第一項の規定による授業料等の減免」に改め、同項第一号中「限る。第十条第一号」を「限る。第八条第一号」に、「いう。第十条第一号」を「いう。同号」に改め、同項第三号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第五号中「第十条第三号」を「第八条第三号」に改め、同項第六号中「第十条第四号」を「第八条第四号」に改め、同条第二項中「第九条第一項第一号」及び第十五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第二章中同条を第三条とする。

第八条の見出し中「授業料等の減免」を「授業料等減免」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改

める。

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件（以下「認定事由」という。）のいずれかに該当する者として認定を行つたもの（以下「授業料等減免対象者」という。）に対して授業料等の減免を行うものとする。

一 当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

二 当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

2 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定（第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。）を受けた授業料等減免対象者 確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者 当該授業料等減

免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

第八条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（認定の手続）

第五条 前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

2 前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に行うものとする。

（変更認定）

第六条 授業料等減免対象者は、当該認定を行つた確認大学等の設置者から当該認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについて当該設置者の認定（以下この条において「変更認定」という。）を受けなければならぬ。変更認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として当該設置者から授業料等減免を受けようとするときも、同様とする。

2 前条第一項本文及び第二項の規定は、変更認定について準用する。この場合において、同条第一項本文中「学生等は」とあるのは「授業料等減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該」とあるのは「当該」と、「当該学生等が在学する」とあるのは「次条第一項の」と、同条第二項中「学生等が特に優れた者であり、かつ、」とあるのは「授業料等減免対象者が」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「第十二条第二項」を「第十条第三項」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条第一項中「第八条第一項の規定による」を「第四条第一項又は第六条第一項の」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条第一項第四号及び第五号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条ただし書中「第十条及び第十一条」を「第八条及び第九条」に改め、同条を第十四条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

（第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免についての配慮事項）

第十五条 国は、第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

第十七条第一項中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、第二章中同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

附則第四条第一号中「学資支給」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給」に、「独立行政法人日本学生支援機構法」を「同法」に改め、同条第二号中「第十条」を「第八条」に、「第十二条」を「第九条」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（認定に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の大学等における修学の支援に関する法律（次条において「旧法」という。）第八条第一項の規定による認定を受けており、かつ、当該認定に係る大学等

（大学等における修学の支援に関する法律第二条第一項に規定する大学等をいう。次条において同じ。）に引き続き在学する者についてのこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の在学に係る授業料の減免については、当該者は、施行日において、この法律による改正後の大学等における修学の支援に関する法律（附則第六条において「新法」という。）第四条第一項第二号の認定事由（同項に規定する認定事由をいう。）に該当する者として同項の認定を受けたものとみなす。

（授業料等減免に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第八条第一項の規定による認定を受けた者の当該認定に係る大学等の入学金及び施行日前の在学に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第七条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「第十条」を「第八条」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（学校教育法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中大学等における修学の支援に関する法律第一条第二項の改正規定の前に次のように加え

る。

第一条中「学生等」を「学生」に改める。

附則第七条のうち大学等における修学の支援に関する法律第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項の改正規定中「第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号」を「第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十条第一項第二号」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律
新旧対照表
目次

○ ○ ○ ○ ○

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（本則関係）
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（附則第七条関係）
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（附則第八条関係）
学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）
こども家庭法設置法（令和四年法律第七十五号）（附則第十条関係）

○ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
目次			
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 大学等における修学の支援（第三条—第十五条）	第二章 大学等における修学の支援（第三条—第十五条）	第二章 大学等における修学の支援（第三条—第十六条）	第二章 大学等における修学の支援（第三条—第十六条）
第三章 雜則（第十六条・第十七条）	第三章 雜則（第十七条・第十八条）	第三章 雜則（第十七条・第十八条）	第三章 雜則（第十七条・第十八条）
第四章 罰則（第十八条）	第四章 罰則（第十九条）	第四章 罰則（第十九条）	第四章 罰則（第十九条）
附則	附則	附則	附則
第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
（目的）	（目的）	（目的）	（目的）
第一条 この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免を行い、もつて子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、眞に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、眞に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、眞に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)	<p>第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三十条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（次条第一項及び第八条において「専門学校」という。）をいう。</p>
(略)	<p>3 この法律において「子等」とは、子その他のこれに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。</p>
(略)	<p>4 この法律において「確認大学等」とは、次条第一項の確認を受けた大学等をいう。</p>
第二章 大学等における修学の支援	
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	
<p>第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。</p>	<p>第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。</p>
第二節 学資支給	
	第一節 通則
第二章 大学等における修学の支援	
(新設)	<p>3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。</p>
(略)	<p>2 (略)</p>
(定義)	<p>第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三十条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(大学等の確認)

第三条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、次条第一項の規定による授業料等の減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第八条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。同号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 (略)
独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

(授業料等減免)

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。同号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 (略)
独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年

法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第八条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 （略）

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第八条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第八条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 （略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一・二 （略）

三 当該大学等の設置者が、第十三条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算

法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 （略）

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 （略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一・二 （略）

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算

して三年を経過しないものでないこと。

四 (略)

3

(確認大学等の設置者による授業料等減免)

第四条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件（以下「認定事由」という。）のいずれかに該当する者として認定を行つたもの（以下「授業料等減免対象者」という。）に対して授業料等の減免を行うものとする。

一 当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持している子等であること。

二 当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

2 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免（以下「授業料等减免」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定（第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。）を受けた授業料等減免対象者確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者当該授業料等减免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令

して三年を経過しないものでないこと。

四 (略)

3

(確認大学等の設置者による授業料等の减免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の减免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等减免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者当該授業料等减免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令

で定める額

3 (略)

(認定の手続)

第五条 前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

2 前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認められる場合に行うものとする。

(変更認定)

第六条 授業料等減免対象者は、当該認定を行った確認大学等の設置者から当該認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについて当該設置者の認定（以下この条において「変更認定」という。）を受けなければならない。変

(新設)

3 (略)

(新設)

更認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として当該設置者から授業料等減免を受けようとするときも、同様とする。

2 前条第一項本文及び第二項の規定は、変更認定について準用する。この場合において、同条第一項本文中「学生等は」とあるのは「授業料等減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該」とあるのは「当該」と、「当該学生等が在学する」とあるのは「次条第一項の」と、同条第二項中「学生等が特に優れた者であり、かつ、」とあるのは「授業料等減免対象者が」と読み替えるものとする。

（確認要件を満たさなくなつた場合等の届出）

第七条（略）

2 第三条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

（確認要件を満たさなくなつた場合等の届出）

第九条（略）

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

（減免費用の支弁）

第八条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一（略）

（減免費用の支弁）

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一（略）

第九条（略）

第十一條（略）

(認定の取消し等)

第十条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等减免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等减免対象者に係る第四条第一項又は第六条第一項の認定（以下この条において單に「認定」という。）を取り消すことができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 (略)

第十一条・第十二条 (略)

4 (略)

(確認の取消し)

第十三条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 (略)

2 (略)

3 (略)

四 確認大学等の設置者が、第十一条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十一条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 (略)

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等减免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等减免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等减免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において單に「認定」という。）を取り消すことができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 (略)

第十三条・第十四条 (略)

4 (略)

5 (略)

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 (略)

2 (略)

3 (略)

四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 (略)

2 第三条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十四条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十五条 国は、第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

（新設）

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十六条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第八条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものと日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十一条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

第十七条 （略）

第四章 罰則

第十八条 第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十一条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いざれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものと日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

第十八条 （略）

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項

の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十一条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
(略)

附 則

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
一 独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用として同法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用
二 減免費用のうち第八条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第九条の規定による国の負担に係るもの

の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
(略)

附 則

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。
一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用
二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第十二条の規定による国の負担に係るもの

	改 正 後	改 正 前
（業務） 第二十三条（略） 2・3（略）	（業務） 第二十三条（略） 2・3（略）	（業務） 第二十三条（略） 2・3（略）
4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大學等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に對し、減免資金を交付する業務を行う。 （略）	4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大學等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に對し、減免資金を交付する業務を行う。	5

	改 正 後	改 正 前
（学資の支給）	（学資の支給）	（学資の支給）
<p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第四項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方 法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十三条第一項の規定による同法第三条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>2 ・ 3 (略)</p>	<p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方 法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十三条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>2 ・ 3 (略)</p>	<p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方 法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十三条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>2 ・ 3 (略)</p>

○ 学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

附 則 (大学等における修学の支援に関する法律の一部改正)	改 正 後	附 則 (大学等における修学の支援に関する法律の一部改正)	改 正 前
<p>第七条 大学等における修学の支援に関する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中「学生等」を「学生」に改める。</p> <p>第二条第二項中「学生等」を「学生」に、「並びに高等専門学校」を「、高等専門学校」に改め、「の学生」を削り、「の生徒」を「及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生」に改める。</p> <p>第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十一条第一項第二号及び第三項中「学生等」を「学生」に改める。</p>	<p>第七条 大学等における修学の支援に関する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）の一部を次のように改正する。</p> <p>（新設）</p> <p>第二条第二項中「学生等」を「学生」に、「並びに高等専門学校」を「、高等専門学校」に改め、「の学生」を削り、「の生徒」を「及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生」に改める。</p> <p>第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項中「学生等」を「学生」に改める。</p>	<p>第七条 大学等における修学の支援に関する法律（令和六年法律第五十号）（附則第九条関係）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項中「学生等」を「学生」に改める。</p>

○ こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第一項の規定による授業料等の減免に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十四（二十七）（略）</p> <p>二十三 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十四（二十七）（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十二）（略）</p>
<p>2 3 （略）</p>	<p>2 3 （略）</p>

政令第百四十二号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項各号、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「第七条第二項第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第

二号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第六号中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第七条第二項第四号」を「第三条第二項第四号」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に、「授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）」に改め、「（第一号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）」を削り、同項第一号中「一〇〇円未満」を「法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者」に、「学校等」を「大学等」に、「額」を「額。次号イにおいて同じ。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める額（口からニまでに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

イ 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額
ロ 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める
授業料の年額に三分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の一を乗じた額

ハ 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに
定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の一を乗じた額

ニ 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイ
に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に四分の一を乗じた額

第一条第一項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前項第二号」に、「及びその」を
「（同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその」に改め、同条第三
項中「学校等」を「大学等」に改める。

第三条第一項第一号中「前条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等（次号において単に「学校等」と
いう。）」を「大学等」に改め、同項第二号中「学校等」を「大学等」に改める。

第四条中「第十二条」を「第九条」に、「第十条」を「第八条」に改める。

第五条の見出し中「第十六条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同条中「第十六条ただし書」を「第十四条ただし書」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条第二項」を「第一条第二項」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五十一号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第三条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号ただし書中「に同法」を「に児童扶養手当法」に改め、同号口ただし書中「、当該児童が」の下に「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は」を加え、「。以下」を「。第十一号口ただ

し書において」に、「第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」）を「第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」）に、「その」を「、当該」に改め、「児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する」を削り、「大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免」を「当該授業料減免」に改め、「切り捨てた額」の下に「。第三十一条の五第三号□ただし書及び第三十六条第三号□ただし書において同じ。」を加え、「（以下「大学等修学支援月額」という。）」を削り、同条第十一号□ただし書中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、「の減免」の下に「（以下「入学金減免」という。）」を加え、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第八条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「学資支給等」という。）」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

第三十一条の五第三号口ただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「児童が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号口ただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第三十一条の六第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

第三十六条第三号口ただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「寡婦の被扶養者が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号口ただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入

学金減免の」に改める。

第三十七条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第四条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号及び同条第二項第二号中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号口から二まで」に、「当該各号」を「同号口から二まで」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第五条 こども家庭庁組織令（令和五年政令第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法

（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

第九条第二十六号中「大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧
対照表 目次

○ ○ ○ ○ ○

大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）（第一条関係）・・・・・
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第二条関係）・・・・・
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）（第三条関係）・・・・・
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（第四条関係）・・・・・
こども家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十五号）（第五条関係）・・・・・
20 17 9 8 1

○ 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三条第二項第三号の政令で定める者等）</p> <p>第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項第三号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>	<p>（法第七条第二項第三号の政令で定める者等）</p> <p>第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項第三号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>
<p>一 法第十三条第一項の規定により法第三条第一項の確認（以下この条及び第五条において単に「確認」という。）を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員であつた者 当該確認の取消しの日</p>	<p>一 法第十五条第一項の規定により法第七条第一項の確認（以下この条及び第五条において単に「確認」という。）を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員であつた者 当該確認の取消しの日</p>
<p>二 法第十三条第一項の規定による確認の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第四号において同じ。）当該確認の辞退の日</p> <p>三 法第十二条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第</p>	<p>二 法第十五条第一項の規定による確認の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第四号において同じ。）当該確認の辞退の日</p> <p>三 法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第</p>

十三条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第三条第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。)までの間に、確認を辞退した大学等の設置者 当該確認の辞退の日

十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第七条第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。)までの間に、確認を辞退した大学等の設置者 当該確認の辞退の日

六四・五 (略)
前号に掲げる者のほか、大学等の設置者又はその役員であつて、確認又は法第八条の規定による減免費用（同条に規定する減免費用をいう。第四条において同じ。）の支弁に関し不正な行為をした者当該行為をした日

法第三条第二項第四号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十三条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者 当該確認の取消しの日

二 (略)

(授業料等減免の額)

第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第四条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第四条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる授業料等

法第七条第二項第四号の政令で定める者は、次の各
方に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の
政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に
心じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十五条第一項の規定により確認を取り消され
た大学等の設置者 当該確認の取消しの日

一 (略)

(授業料等減免の額)

法第七条第二項第四号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者 当該確認の取消しの日

二 (略)

(授業料等減免の額)
二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入学金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る

減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額。次号イにおいて同じ。）

区分		授業料 の年額	入学金 の額
（略）	（略）		
備考	一～六（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）

二 法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める額（口からニまでに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

イ 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額
ロ 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の前号に定める授業料の年額に三分の二を乗じた額及び同号に定める入学金の額に三分の二を乗じた額

一 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額（その額が次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額）及び入学金の額（その額が同表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額）

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の前号に定める授業料の年額に三分の二を乗じた額及び同号に定める入学金の額に三分の二を乗じた額

授業料の年額に三分の二を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の二を乗じた額

ハ 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該

授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及び

二 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該

該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び

イ 一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該

イに定める入学金の額に四分の一を乗じた額 (削る)

該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及び

二 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該

該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及び

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該授

業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及び同号

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該

授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同

号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額

前項に規定する「減免額算定基準額」とは、授業料

等減免対象者及びその生計を維持する者(以下この項

において「生計維持者」という。)についてそれぞれ

第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額

(その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百

円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額と

する。) (当該授業料等減免対象者又はその生計維持

者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第

二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三

条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税

年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に

2

前項第二号に規定する「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者(同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。)及びその生計を維持する者(以下この項において「生計維持者」という。)についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とは、これを切り捨てた額とする。) (当該授業料等減免対象者又はその生計維持者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税

掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができきない者である場合には、零とする。)を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行わる月をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行わる月の属する年度(当該月が四月から九月までの月が四月から九月までの月であるときは、その前年度)。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。)分の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

3

一・二 (略)

大学の学部、短期大学の学科(法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。)又は専修学校において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額とあるのは「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

(授業料減免の期間等)

の所得割を課することができない者である場合には、零とする。)を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行わる月の属する年度(当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度)。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。)分の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

3

一・二 (略)

大学の学部、短期大学の学科(法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を含む。)又は専修学校において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中次の表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額とあるのは「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる大学等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

(授業料減免の期間等)

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、授業料減免を行うものとする。

一 過去に授業料減免を受けたことがない者 当該授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 過去に授業料減免を受けたことがある者のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者当該授業料等減免対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該授業料等減免対象者が過去に授業料減免を受けた期間の月数（以下この号において「過去減免期間月数」という。）とを合算した月数が十二月を超える場合には、七十二月から当該過去減免期間月数を控除した月数）

二 過去に授業料減免を受けたことがある者のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者当該授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該授業料等減免対象者が過去に授業料減免を受けた期間の月数（以下この号において「過去減免期間月数」という。）とを合算した月数が十二月を超える場合には、七十二月から当該過去減免期間月数を控除した月数）

一 過去に授業料減免を受けたことがない者 当該授業料等減免対象者がその在学する前条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等（次号において単に「学校等」という。）の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、授業料減免を行うものとする。

(国の負担)

第四条 国は、法第九条の規定により、毎年度、法第八条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(法第十四条ただし書の政令で定める場合)

第五条 法第十四条ただし書の政令で定める場合は、法第十三条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十一条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大學等の設置者が確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

(国の負担)

第四条 国は、法第十一条の規定により、毎年度、法第十条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(法第十六条ただし書の政令で定める場合)

第五条 法第十六条ただし書の政令で定める場合は、法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大學等の設置者が確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第一百五十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一（五十）（略）</p> <p>五十一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一号の規定による給付金</p> <p>五十二（二百三）（略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十八号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一（五十）（略）</p> <p>五十一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第十条第一号の規定による給付金</p> <p>五十二（二百三）（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（貸付金額の限度）</p> <p>第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては</p>	<p>（貸付金額の限度）</p> <p>第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金（以下「母子福祉資金貸付金」という。）の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第十三条第一項第二号に規定する資金（以下「母子修学資金」という。）イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額（同法第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、その額。以下同じ。）を加算した額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童（専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。）に係る母子修学資金 就学期間中月額十万八千五百円（自宅外通学の児童にあつては</p>

、十四万六千円）。ただし、当該児童が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。第十一号口ただし書において「大学等修学支援法」という。）第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」という。）を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。第三十一条の五第三号口ただし書及び第三十六条第三号口ただし書において同じ。）との合計額に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ （略）

四十五（略）

十一 第三条第十号に規定する資金（以下「母子就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

ロイ （略）

大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下口において同じ。）へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第四条第一項の規

、十四万六千円）。ただし、当該児童が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「大学等修学支援法」という。）第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」という。）を受けることができるときは、当該児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金の月額と大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免の年額を十二で除した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額（以下「大学等修学支援月額」という。）に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ハ・ニ （略）

四十五（略）

十一 第三条第十号に規定する資金（以下「母子就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる母子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

ロイ （略）

大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下口において同じ。）へ入学する児童に係る母子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第八条第一項の規

定による入学金の減免（以下「入学金減免」とい
う。）を受けることができるときは、当該額から
当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

十二 ハ
（略）

（貸付方法及び利率）

第八条
（略）

4 母子修学資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「学資支給等」という。）を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（母子修学資金にあつては当該学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分のもの、母子就学支度資金にあつては当該入学金減免の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受ける大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5
（略）

（貸付金額の限度）

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」

定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額

十二 ハ
（略）

（貸付方法及び利率）

第八条
（略）

4 母子修学資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（母子修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、母子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額）について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5
（略）

（貸付金額の限度）

第三十一条の五 法第三十一条の六第六項に規定する父子福祉資金貸付金（以下単に「父子福祉資金貸付金」

という。) の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金(以下「父子修学資金」という。)イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者がない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童(専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。)に係る父子修学資金就学期間中月額十万八千五百円(自宅外通学の児童にあつては、十四万六千円)。ただし、当該児童が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるとときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四 (十) (略)

十一 第三十一条第十号に規定する資金(以下「父子

という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の六第一項第二号に規定する資金(以下「父子修学資金」という。)イからニまでに掲げる父子修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したことにより児童扶養手当等を受けることができなくなつた配偶者がない男子が扶養している当該児童に係る父子修学資金については、当該就学期間中その額に児童扶養手当法第五条第一項に規定する額を加算した額

イ (略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する児童(専修学校にあつては、専門課程を履修する児童に限る。)に係る父子修学資金就学期間中月額十万八千五百円(自宅外通学の児童にあつては、十四万六千円)。ただし、当該児童が大学等修学支援を受けることができるとときは、その額から当該児童が受ける大学等修学支援月額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四 (十) (略)

十一 第三十一条第十号に規定する資金(以下「父子

就学支度資金」という。」イからハまでに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

ロイ (略) 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る父子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

十二ハ (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六 (略)

2・3 (略)

4

父子修学資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが学資支給等を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（父子修学資金にあつては当該学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分のもの、父子就学支度資金にあつては当該入学金減免の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた学資支給等の額に相当する額（当該

就学支度資金」という。」イからハまでに掲げる父子就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

ロイ (略) 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する児童に係る父子就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する児童にあつては、五十九万円）。ただし、当該児童が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額

十二ハ (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六 (略)

2・3 (略)

4

父子修学資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（父子修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、父子就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額（当該額が既に

額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の額)を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5・6 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金(以下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金(以下「寡婦修学資金」という。)イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

(略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者(専修学校にあつては、専門課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。)に係る寡婦修学資金就学期間中月額十万八千五百円(自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円)。ただし、当該寡婦の被扶養者が学資支給金の支給又は授業料減免を受けることができるときは、当該額から当該学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5・6 (略)

(貸付金額の限度)

第三十六条 法第三十二条第六項に規定する寡婦福祉資金貸付金(以下単に「寡婦福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第三十二条第一項第二号に規定する資金(以下「寡婦修学資金」という。)イからニまでに掲げる寡婦修学資金の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

(略)

ロ 大学、高等専門学校又は専修学校に就学する寡婦の被扶養者(専修学校にあつては、専門課程を履修する寡婦の被扶養者に限る。)に係る寡婦修学資金就学期間中月額十万八千五百円(自宅外通学の寡婦の被扶養者にあつては、十四万六千円)。ただし、当該寡婦の被扶養者が大学等修学支援を受けることができるときは、その額から当該寡婦の被扶養者が受けた大学等修学支援月額に相当する額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

ハ・ニ (略)

四(十) (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金（以下「寡婦就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が入学金減免を受けることができるときは、当該額から当該入学金減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

（貸付方法及び利率）

第三十七条 (略)

4 2・3 (略)

寡婦修学資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが学資支給等を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（寡婦修学資金にあつては当該学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分のもの、寡婦就学支

ハ・ニ (略)

四(十) (略)

十一 第三十二条第八号に規定する資金（以下「寡婦就学支度資金」という。）イからハまでに掲げる寡婦就学支度資金の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ (略)

ロ 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。以下ロにおいて同じ。）へ入学する寡婦の被扶養者に係る寡婦就学支度資金 四十二万円（私立の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校へ入学する寡婦の被扶養者にあつては、五十九万円）。ただし、当該寡婦の被扶養者が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができるときは、その額から当該減免の額に相当する額を控除した額

ハ (略)

（貸付方法及び利率）

第三十七条 (略)

4 2・3 (略)

寡婦修学資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金（寡婦修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、寡婦就学支度資金にあつては

度資金にあつては当該入学金減免の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち、その者が受けた学資支給等の額に相当する額(当該額が既に額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援の額に相当する額(当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5
6
(略)

当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額(当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合には、当該貸付金の額)について、第一項の規定にかかわらず、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

5
6
(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）</p> <p>第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第四条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第</p>	<p>（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）</p> <p>第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第</p>

二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号口からニまでに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に同号口からニまでに定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額

）

機構は、前条第四項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一（略）

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号口からニまでに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に同号口からニまでに定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

）

機構は、前条第四項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一（略）

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

改 正 後	改 正 前
<p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（十九）（略）</p> <p>二十 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第一項の規定による授業料等の減免に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十一（三十四）（略）</p>	<p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第二条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（十九）（略）</p> <p>二十 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十一（三十四）（略）</p>
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十五）（略）</p> <p>二十六 独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十七（略）</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十五）（略）</p> <p>二十六 大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十七（略）</p>

○文部科学省令第十号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する

省令の一部を改正する省令

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定

で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	「条を加える。」
(子に類する者)	第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日ににおいて同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいざれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の長者（生計維持者のいざれかの子を除く。）である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいざれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。
(大学等の確認要件)	第二条 法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいざれにも適合するものであることとする。
(大学等の確認要件)	第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいざれにも適合するものであることとする。

のとみなす。

一 当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）

又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者の

うちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門

学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割

を超える場合

二 当該大学又は高等専門学校の収容定員の充足率が六割以上である場合

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、確認を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

「略」

認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（次項、第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

「略」

二 前年度に第十五条第一項の規定により法第四条第一項の認定（以下「減免認定」という。）又は法第六条第一項の認定（以下「減免変更認定」という。）の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

定又は減免変更認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

四三

前年度に第十八条第一項第四号の規定により減免認定を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

「略」

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

「同上」

認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

「同上」

二 前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項第四号の規定により授業料

「同上」

前年度に第十八条第一項第四号の規定により減免認定を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

四三

第一項若しくは第二項の規定による確認申請書の提出又は第三項の規定による更新確認申請書の提出は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法をいう。第十一条第五項及び第十三条第六項において同じ。）により行うものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二 施行令第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十二条第二項の規定による検査が行われた日から十日以内に、当該検査が行われた日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の公表）

第六条 法第三条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条 確認大学等の設置者は、法第七条第一項第一号又は第三号に該当することとなつたときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなつたときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に届け出なければならぬ。法第七条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条 減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項

「項を加える。」

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二 大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の公表）

第六条 法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条 確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなつたときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなつたときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に届け出なければならぬ。法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 法第八条第一項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者としての認定」という。）は、授業料等減免を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学す

又は第六項に規定する選考により行うものとする。

「項を削る。」

2
減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。[。]「略」一五

第十条 減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

過去に減免認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する減免認定又は減免変更認定の取消しを受けたないものを除く。）

九 同時に二以上の確認大学等に在学する学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行つてゐる者

前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していないものにあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、

る確認大学等の設置者が次条第一項に規定する選考により行うものとする。

前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならぬい。

第十条 授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下に「選考」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について

一 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二以上の確認大学等に在学する学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行つてゐる者

2 一の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うもとする。

選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特

特に優れた者であると認められること。

イ・ロ

に優れていると認められること
イ・ロ 「同上」

二、選考対象者のうち前号に該当しないものにあつては、次のはずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。
イ・ロ 「略」

二 選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては
次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する
法により、特に優れていると認められること。
イ・ロ 「同上」

イ
口 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 当該選考対象者及びその生計維持者が有する資産

四 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由

に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、当該選考対象者及びその生計維持者の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められるこ
イ
(1) 又は(2)に定める額
減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)
又は(2)に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要

三 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ
減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)又は(2)に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(2)に定める額

(1) 又は(2)に定める額

多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行

5	4	3	性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者十五万四千五百円未満
第二項第四号イ(1)の規定による公示は、インターネット	〔項を削る。〕	〔略〕	〔略〕
〔2〕	選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額	五千円未満	（2）

〔2〕前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に減免認定を受けたことがあるものに係る号に定める基準に該当することに係る判定は、そのものとする。この場合において、当該判定が別表第二に定める区分に該当することとする。い該う定各

6	5 4	3	令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者十五万四千五百円未満
第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネット	扶養親族の数が三以上である世帯をいう。〔同上〕	〔2〕〔同上〕	〔2〕前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものと成ると定めた上で、当該判定が別表第二に定める区分に該当することとする。い該う定各

〔2〕扶養親族の数が三以上である世帯をいう。〔同上〕

トの利用その他の適切な方法により行うものとする。

トの利用その他の適切な方法により行うものとする。

【項を加える。】

法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者（以下同じ。）に係る選考は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準及び方法により行うものとする。

一 法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者（以下「第一号授業料等減免対象者」という。） 第二項第四号に掲げる方法により、法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者であると認められること。

二 法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者（以下「第二号授業料等減免対象者」という。） 第二項第三号に掲げる方法により、法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者であると認められること。

7 確認大学等の設置者は、第一項及び第六項の選考を行うに当たっては、機構省令第二十三条の二の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う給付奨学生認定に係る選考の結果その他の機構の保有する情報（次条第三項において「機構選考結果等」という。）を活用して行うことができる。

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

【条を加える。】

【項を加える。】

2 第十条の二 法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等に係る次の各号（当該学生等が減免変更認定を受けようとする場合にあつては、第一号）に掲げる事項とする。

一 氏名、出生の年月日及び住所

二 過去に授業料等減免を受けたことがあるか否かの別

各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

等 前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等

〔認定の申請等〕

第十一條 在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一條の三までにおいて「減免申請書」といふ。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいづれか一の確認大学等）に提出するものとする。

〔認定の申請等〕

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があつたときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行ふものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるとときは、減免申請書のほか、授業料等減免を受けることができる。生等に対し、必要な書類の提出を求める。」

〔項を加える。〕

び第四項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

6||

確認大学等の設置者は、第十条第一項の選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者であると認めるときは、当該減免認定を行うとともに、当該減免認定に係る授業料等減免対象者に対し、減免認定を行つた旨及び授業料等減免の額並びに施行令第二条第一項第二号イから二までに掲げる区分（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を行うべき者である場合に限る。）を通知するものとする。

7||

前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の設置者の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

8||

確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

9||

第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらの中のうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行つた確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行つた確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（授業料減免の始期及び終期）

第十一條の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等

5||

確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（施行令第二条第一項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知するものとする。

6||

前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

7||

前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

（授業料減免の始期及び終期）

第十一條の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者	当該確認大学等に入学した日の属する月	減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。
二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者	当該減免申請書等を提出した日の属する月の十月	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者
三 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者	当該減免申請書等を提出した日の属する月の十月	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者
一 第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日以後「事由発生日」という。)が確認大学等への入学前で、前であり、確認大学等に入学後三月以内の日までに減免申請書等を提出した者	当該確認大学等に入学した日の属する月	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者
二 事由発生日が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月を経過して減免申請書等を提出した者	当該減免申請書等を提出した日の属する月	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者
三 事由発生日が確認大学等への入学後であり、当該事由発生日以後に減免申請書等を提出した日の属する月	当該減免申請書等を提出した者	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者

一 第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日以後「事由発生日」という。)が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書等を提出した者	当該確認大学等に入学した日の属する月	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者
二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書等を提出した者	当該減免申請書等を提出した者の属する月	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者
三 事由発生日が入学後である者	当該減免申請書等を提	当該確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

第十二条 確認大学等の設置者は、学年（

(授業料等減免対象者の学業成績の判定)
十二条 確認大学等の設置者は、学年(短期大学(修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が二年以下のものに限る。)(第十六条第二号において「短期大学等」という。)については、学年の半期ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定(以下「適格認定における学業成績の判定」という。)を行うものとする。

(授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等)
第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ	当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法
ハ	第二条第三項の文部科学省令で定める者のいづれかに該当するかどうかの判定
口	当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法
ハ	二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定
口	当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号に定める額に該当するかどうかの判定
二	第二号授業料等減免対象者 次のイ及び口に掲げる

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）
第十二条 確認大学等は、学年（短期大学

(授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等)
第十三条 確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。
「号を加える。」

「号を加える。」

口 判定	当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当す るかどうかの判定
第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第四号に定める額未満かどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。	第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第四号に定める額未満かどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。
確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者に対し、当該確認大学等の設置者が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。	確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定を行つては、機構省令第二十三条の七に規定する適格認定における収入額・資産額等の結果その他の機構の保有する情報を活用して行うことができる。
〔略〕	〔略〕
（授業料減免の額の変更）	第十三条の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。
第十四条 確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。	第十四条 確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後については、一年ごと）に行うものとする。

3 確認大学等は、授業料等減免対象者に對し、確認大学等が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 第一項及び第二項の場合において、機構省令第二十三条の七第一項及び第二項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行つた者については、第一項及び第二項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行つた者とみなす。

5 「同上」
〔項を加える。〕

（授業料減免の額の変更）

第十四条 確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

<p>第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該減免認定又は減免認定を取り消したときは、当該減免認定又は減免認定を</p>	<p>3 (認定の取消し等) 第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定を取り消すものとする。 一（三）「略」</p>	<p>第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等の設置者が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を当該確認大学等の設置者に届けるものとする。</p>	<p>3 確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行つた日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。 3 確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行つた日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。</p>
--	--	---	--

<p>第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減</p>	<p>3 (認定の取消し等) 第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。 一（三）「同上」</p>	<p>第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届けるものとする。</p>	<p>3 確認大学等の設置者は、前二項の規定による判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める学業成績の判定の結果、当該学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。 2 確認大学等の設置者は、前項の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。 一（三）「略」</p>
--	--	---	---

変更認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一・二 「略」

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

(認定の効力の停止等)

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二 日本国籍を有せず、第九条第二項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 五 「略」

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のい

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のい
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者のい

等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一・二 「同上」

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

(認定の効力の停止等)

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二 日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 五 「略」

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のい

「イを加える。」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合	(3) 当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当しなくなつた場合
口 第二号授業料等減免対象者 当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当しなくなつた場合	口 第二号授業料等減免対象者 当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当しなくなつた場合
第二号授業料等減免対象者が公示対象学部等に在学しなくなつたとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第4千五百円未満である場合に限る。））。	第二号授業料等減免対象者が公示対象学部等に在学しなくなつたとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第4千五百円未満である場合に限る。））。
八 確認大学等の設置者の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等の設置者に提出しないとき。	八 確認大学等の設置者の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等の設置者に提出しないとき。
九 確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等の設置者に對し行わないとき。	九 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定による届出をその在学する確認大学等に對し行わないとき。
十 前九号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。	十 前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者と前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。
一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第九条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。	一 停止が解除されるものとする。前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額	二 「略」
・ 資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業	・ 資産額等の判定の結果、適格認定における収入額

扶養親族を除く。）に限る。」	「口を加える。」
七 公示対象学部等に在学しなくなつたとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第10条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。	七 公示対象学部等に在学しなくなつたとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第10条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。
八 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定による届出をその在学する確認大学等に對し行わないとき。	八 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定による届出をその在学する確認大学等に對し行わないとき。
九 確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に對し行わないとき。	九 確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に對し行わないとき。
十 前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者と前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、當該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。	十 前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者と前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、當該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。
六二 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額	六二 「同上」
・ 資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業	・ 資産額等の判定の結果、適格認定における収入額

料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のい

(1) ずれにも該当する場合

当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のい

ずれかに該当することとなつた場合

(2) ずれかに該当することとなつた場合

当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となつた場合

(3) ずれかに該当する場合

当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当することとなつた場合

ロ 第二号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のい

(1) ずれかに該当することとなつた場合

当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなつた場合

(2) ずれかに該当することとなつた場合

当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であつて、これらの者が有する資産の合計額が五千万円未満である場合に限る。) 又は適格認定

の生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなつたとき又は公示対象学部に在学することとなつたとき(施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。)。) 「イを加える。」

「ロを加える。」

七

前項第七号に該当する者公示対象学部等に在学することとなつたとき(施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。)又は適格認定

前項第七号に該当する者公示対象学部等に在学することとなつたとき(施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。)又は適格認定五定

八 前項第八号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

九 前項第九号に該当する者 届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

十 前項第十号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

十一 前項第十号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

一二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

一三 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

一四 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

一五 「同上」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 計算対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

区分	廃止	停止	警告	学業成績の基準
次 の各号のい ずれかに該 当するこ と（災	「略」	「略」	「略」	次の各号のい ずれかに該 当すること（災 害、傷病その他のやむを得ない事由によつ て該 当するこ ととなつた場合を除く。）。
次 の各号のい ずれかに該 当するこ と（災	「略」	「略」	「略」	修得した単位数（単位制によらない専 門学校にあつては、履修科目の単位時間 数。以下本表において同じ。）の合計数 が標準単位数の六割以下であること。 三 で あ る こ と そ の 他 の 学 修 意 欲 が 著 し く 低 い 状 況 に あ る と 認 め ら れ る こ と。

2

二 三 一
ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日に
おいて地方税法の施行地に住所を有しない場合
生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事
由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けるこ
と（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生
等にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必
要となつた場合
〔略〕

選考対象者又は授業料等減免対象者が、公示対象学
部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の
学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受
ける者を除く。）である場合であつて、施行令第二条
第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万
千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

区分	廃止	学業成績の基準
停止	「同上」	害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。」。
警告	「同上」	二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四 い

2
「同上」

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となつた場合

〔同上〕

選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であつて、施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

備考 一・三 「略」	害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。)。一修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること(廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。)
------------------	--

備考 一・三 「同上」	害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなつた場合を除く。)。一修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること(廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。)
-------------------	--

様式第一号を次のように改める。

殿

〔設置者の名称〕
〔代表者の役職〕

〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称 (いすれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点(☒)を付けて下さい。

□ 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。□ 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☒)を付けて下さい。

□ この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。

□ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知します。

□ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があることとも、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点(☑)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

〔1〕実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表 《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス) 《省令で定める単位数等の基準数相当分》

〔2〕①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

〔2〕②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

〔3〕厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス) 《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	学校名
設置者名	

I. ①直前 3 年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A-B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請 2 年度前の決算	円	円	円
申請 3 年度前の決算	円	円	円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

申請前年度の決算	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C-D)
	円	円	円

II. 申請校の直近 3 年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近 3 年度の全ての収容定員充足率が 8 割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度) 5 月 1 日時点の状況について

・申請校の直近の進学・就職率の状況 (A) 学校基本統計を利用する場合

申請前年度の状況	卒業者数(G)	進学者数 + 就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況 (B) 学校基本統計を利用しない場合

申請前年度の状況	進学者希望者(I)	進学者数 + 就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
	人	人	%

(1. ②の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧
○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A-4 とする。

様式第一号の四—①別紙を次のように改める。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人數を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人數が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人數が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (3桁)	
学校名 (○○大学 等)	
設置者名 (学組法人○○学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付授学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等(内数) ※家計急変による者を除く。	人 () 人	人 () 人	人 () 人
第Ⅰ区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	(人)
第Ⅱ区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	(人)
内 証	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	(人)
第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	人
第Ⅴ区分 (多子世帯)	人	人	人
区分外 (多子世帯)	人	人	人
家計急変による 支援対象者 (年間)			人 () 人
合計 (年間)			人 () 人
(備考)			

※ 本表において、多子世帯とは大字等における修業の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分（理工農）とは、それぞれ大字等における修業の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいふ。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

右以外の大学等	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当（単位修得数が廃止の基準に該当）	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
※「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについての災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるが、該成績を失つた者の数

右以外の大学等	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	人	人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 通格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）
年間	前半期
	後半期
G.P.A等が下位4分の1	

4. 通格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）
年間	前半期
	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当（ <small>（修得単位数により、警告が発出される基準が異なっています。）</small> ）	
G.P.A等が下位4分の1	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修態度が低い状況	人
計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第一号の四—②別紙を次のように改める。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人數を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人數が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人數が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (3桁)	
学校名 (○○大学 等)	
設置者名 (学組法人○○学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付授学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等(内数) ※家計急変による者を除く。	人 () 人	人 () 人	人 () 人
第Ⅰ区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	(人)
第Ⅱ区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	(人)
内 証	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	(人)
第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	人
第Ⅴ区分 (多子世帯)	人	人	人
区分外 (多子世帯)	人	人	人
家計急変による 支援対象者 (年間)			人 () 人
合計 (年間)			人 () 人

(備考)

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修業の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分（理工農）とは、それぞれ大字等における修業の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいふ。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

右以外の大学等	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当（単位修得数が廃止の基準に該当）	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
※「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについての災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるが、該成績を失つた者の数

右以外の大学等	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 通格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）
年間	前半期
	後半期
G.P.A等が下位4分の1	

4. 通格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）
年間	前半期
	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当（ <small>（該当単位数が該当の基準を超過する場合）</small> ）	
	人
	人
	人
G.P.A等が下位4分の1	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修態度が低い状況	人
計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第二条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

て定認け則金に 二 長おい請の業高支第へ置及。攻の学校の法規に該當する者(以下「選考対象者」という。)は、次の各号のに
 い試定る第の「支 けの者「四又等年等給四以くび」科認校確認(以下「選考」という。)は、次の各号のに
 援法第三支給法 にと第は課か学金学下專認をい。修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 い合驗と条給法 に推薦学修るう項了へ第百三條に規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 い者格受がのを大 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 學等第二条第 五となつた学校卒試驗合 にと第は課か学金学下專認をい。修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 五年を経過する者と がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 得年をと にと第は課か学金学下專認をい。修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 した日まで がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 の期間 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 続きが五の二号認定者と がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 入学を日お試 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 し経かい試 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 過らてを驗支 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 うし認 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 受規給單

て定認け則金に 二 校大し「二初修校学と門同門第へ満短た條第一項」に該當する者(以下「選考」という。)は、次の各号のに
 い試定る第の「支 けの者「四又等年等給四以くび」科認校確認(以下「選考」という。)は、次の各号のに
 援法第三支給法 にと第は課か学金学下專認をい。修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 い合驗と条給法 に推薦学修るう項了へ第百三條に規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 い者格受がのを大 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 學等第二条第 五となつた学校卒試驗合 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 五年を経過する者と がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 得年をと がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 した日まで がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 の期間 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 続きが五の二号認定者と がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 入学を日お試 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 し経かい試 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 過らてを驗支 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 うし認 がのを受意)へ規定する大學を除き、修定專教育法第八号。以下「選考」という。)は、次の各号のに
 受規給單

とする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。）であるて、認定試験合格者等となつた日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していなき者に限る。）

三 「略」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

二 「略」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 「略」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計

選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定期準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定期準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。イ 五万千三百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1) 選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）扶養する生計維持者のいずれかの尊属である者及扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）を除く。以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準

とする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。）であつて、認定試験合格者等となつた日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していなき者に限る。）

三 「同上」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。
一 (三) 「同上」
四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計」）

四
イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 次の(1)選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

(2) する者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上であるものに限る。)の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するもの選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

(1) に掲げる者以外の者 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

〔(3)を削る。〕

口 五万千三百円以上十五万四千六百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

〔1〕イ(1)に掲げる者 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

(2) 選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（イ(1)に掲げる者を除く。）選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。十五万四千六百円以上選考対象者（イ(1)に掲げる者に限る。）及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

「項を削る」
•
3
4
◦ 略

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

		(2)
関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。)に在学する者(1)に掲げる者を除く。)	六百円未満	十五万四千
(1)及び(2)に掲げる者以外の者	五千三百円未満	五万三千三百円未満
(3)		

□ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）〔(1)を加える。〕

「(2)を加える。」

「ハを加える。」

「ハを加える。

扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

2 一定各給付の号に該当するが解除されるものとする。 〔略〕	7 〔略〕	六 〔認定の効力の停止等〕 第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。 〔略〕	第一 〔認定の効力の停止等〕 第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。 〔略〕	3 〔5 「略」〕	2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。
--------------------------------------	----------	---	--	-----------------	---

2 一定各給付の号に該当するが解除されるものとする。 〔同上〕	7 〔同上〕	六 〔認定の効力の停止等〕 第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。 〔同上〕	第一 〔認定の効力の停止等〕 第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。 〔同上〕	3 〔5 「同上」〕	2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。
---------------------------------------	-----------	--	---	------------------	---

		六	前項第六号に該当する者 適格認定における収入額 ・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することとなつたとき。
三	七 八 九 〔略〕	3	〔略〕
二	（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の 算定）	第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。	
一	〔略〕	〔略〕	〔略〕
前項第五号に掲げる場合	〔略〕	〔略〕	〔略〕
十五万四千五百円			

	六	前項第六号に該当する者 適格認定における収入額 ・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当することとなつたとき。	
三	七 八 九 〔同上〕	3	〔同上〕
二	（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の 算定）	第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。	
一	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
前項第五号に掲げる場合	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕
十五万四千五百円			

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二
、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	廃止	学業成績の基準	警告	停止	備考
一 「略」	二 「略」	三 「略」	四 「略」	二 「略」	一 「略」

区分	廃止	学業成績の基準	警告	停止	備考
一 「同上」	二 「同上」	三 「同上」	四 「同上」	二 「同上」	一 「同上」

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和七年度における第一条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条第三項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第一条の規定による改正前の別表第二」とする。

第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて、令和七年度に新規則第十八条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する新規則第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独

立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行日の属する月又は令和七年十月」とする。

第四条 令和七年度における独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下「機構省令」という。）第二十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第二条の規定による改正前の別表」とする。

第五条 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された給付奨学生であつて、令和七年度に同条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する機構省令第二十三条の八第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行日の属する月又は令和七年十月」とする。

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2の規定に基づき
文部科学大臣が定める件について

令和7年3月31日
文部科学大臣決定

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）第1条の2の規定に基づき文部科学省令で定めるもの（以下「準ずる者」という。）については、この決定の定めるところによる。

準ずる者は次のいずれにも該当するものとする。

- 1 支援法施行規則第1条の2に規定する扶養親族に該当しない者であること。
- 2 次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 支援法施行規則第10条第4項に規定する生計維持者（以下単に「生計維持者」という。）の実子（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第2項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割の賦課期日（以下「基準日」という。）から当該基準日の属する年の8月31日（授業料等減免（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項に規定する授業料等減免をいう。）が行われる月が4月から9月までの月であるときは、基準日が属する年の翌年の3月31日。）までの間（以下「追加判定期間」という。）に出生したものに限る。）
 - (2) 生計維持者の養子（追加判定期間に成立した民法第817条の2の規定する特別養子縁組によるものに限る。）
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（追加判定期間に委託されたものに限る。）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、追加判定期間において生計維持者と生計を一にしていると認められる者（当該生計維持者の親族（生計維持者の配偶者並びに生計維持者のいずれかの尊属及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子を除く。）を除く。）に限る。）

附 則

この決定の規定は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号）の施行の日から適用する。

事務連絡
令和7年3月10日

各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人担当課
放送大学学園担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各地方公共団体(各都道府県、各市町村、各組合等)公立大学、高等専門学校及び専門学校担当課
各地方公共団体(各都道府県)私立学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局
学生支援課高等教育修学支援室

令和7年度からの「高等教育の修学支援新制度」における事務手続き等の詳細について⑤

各位におかれましては、日頃より、「高等教育の修学支援新制度」による給付型奨学金及び授業料等(授業料及び入学金)減免事務の円滑な実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件に関して、令和7年1月10日付け事務連絡「令和7年度からの『高等教育の修学支援新制度』における事務手続き等の詳細について①」でもお示ししていたとおり、追加決定事項等につき、別紙のとおり送付いたします。なお、別紙は前回事務連絡(同④、令和7年2月28日付け事務連絡)を追記・更新したものであることを申し添えます。

については、各学校設置者においては貴下各大学、高等専門学校及び専門学校に、各都道府県知事におかれましては所轄の専門学校に、厚生労働省におかれましては所管の専門学校に対して周知をお願いします。なお、本件に係る決定事項等については、本事務連絡に引き続き、今年度末まで定期的にお知らせする予定です。

なお、本内容は、第217回国会に提出中の令和7年度予算案及び「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した場合、速やかに事業を開始できるようにするため、事前にお知らせするものです。

＜本件連絡先＞
文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室
TEL:03-5253-4111(内線3495、3496)
E-mail:qafutankeigen@mext.go.jp

【専門学校に関する事】
文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室
(専門学校担当)
(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内)
TEL:03-5253-4111(内線3280、3958)
E-mail:koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※ 問合せは原則としてメールでお願いします。

令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援拡充について
(令和6年度からの変更点等(令和7年3月10日更新))

※以下、前回事務連絡からの変更点を下線にて表示している。

1. 本制度の実施について

令和7年度予算案(令和6年12月27日閣議決定)において、「高等教育の修学支援新制度」(以下「本制度」という。)について、令和6年度までの支援枠組みに加え、令和7年度から実施する多子世帯支援拡充(多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで、大学等の授業料及び入学金を無償とする措置)に必要な経費を計上している。

2. 制度改正等について

(1) 令和7年度に向けた事務手続き等(令和7年3月までに必要な手続き等)

令和7年度からの多子世帯支援拡充は、令和7年度進学者(令和7年度予約採用候補者を含む)だけではなく、令和6年度以前からの在学者も対象となる。

令和7年度進学者及び本制度を利用したことがない在学者は、令和7年4月以降に在籍する学校において授業料等減免申請が必要である。各学校においては、これらの学生等に対し申請を行うよう周知すること。

なお、在学者のうち、本制度を利用したことがある者(※1)については、本年2月以降に独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)において多子世帯に該当するかを、対象者の在学する各校に確認(※2)している。(詳細は別添を参照。)

※1 現在本制度により支援を受けている者及び支援停止中の者をいう。

※2 具体的な手続き方法は、JASSOの通知を参照。

「令和7年度からの多子世帯支援の拡充に係る既採用者への対応について(依頼)」

(令和7年1月31日付け学支貸給総第485号、JASSO「学校担当者ページ」掲載)

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/idou/news/1212627_3221.html

(2) 支援区分の名称(別添参照)

令和7年度からの多子世帯支援拡充を踏まえ、支援区分名称を改める。

①「第IV区分」までに該当しない世帯年収(年収目安600万円以上)のうち多子世帯である者について、新たに「多子世帯」という区分を設ける。

②「第I区分」「第II区分」「第III区分」に該当する世帯年収であり、かつ多子世帯である者について、それぞれ新たに「第I区分(多子世帯)」「第II区分(多子世帯)」「第III区分(多子世帯)」という区分を設ける。

(3) 資産要件に係る上限額

現行制度の対象者について上限額を変更するとともに、多子世帯に該当する者についての上限額を新設する。

令和6年度まで	令和7年度以降
生計維持者が2人の場合 2,000 万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250 万円未満	I ~ IV区分であって、多子世帯ではない場合：(生計維持者の数に関わらず) 5,000 万円未満 多子世帯の場合：3億円未満

※給付型奨学金における資産要件の上限額は、一律 5,000 万円未満までとなる。例えば、多子世帯かつ資産額1億円の場合は、授業料等減免のみ対象となり、給付型奨学金は対象とならない。

※令和6年 10 月の適格認定(家計)結果により支援が停止した者を含め、令和7年4月分から、変更後基準を適用する。(例えば、令和6年 10 月の適格認定(家計)時に資産が4,000 万円であった者は、令和6年 10 月～令和7年 9 月の間、支援対象外として判定されているが、令和7年4月～令和7年9月は、給付型奨学金及び授業料減免による支援を受けることができる。)

(4)認定事由の新設及び変更認定申請の導入(別添参考)

令和7年度から、本制度における授業料等減免の対象者となるための要件(以下「認定事由」という。)として、次の2つを設ける。

- ① 低所得者世帯としての支援(支援区分 I、II、III、IV(理工農))
- ② 多子世帯としての支援(支援区分 I(多子世帯)、II(多子世帯)、III(多子世帯)、IV(多子世帯)、多子世帯)

併せて、本制度に初めて申請する場合や、支援期間中に支援区分が変更となる場合には、学生等から学校へ申請を行う際、上記①(低所得者世帯としての支援)、②(多子世帯としての支援)のいずれの認定事由による支援を希望するかを明示する取扱いとする。

※学生等が①②両方の認定事由を同時に申請することも妨げない。

※令和6年度在学者で、既に本制度の支援を受けており、令和7年4月より多子世帯としての支援を受ける学生等は、変更認定申請(上記認定事由のうち①から②への変更)が必要となる。

なお、本項は授業料等減免のみに関するものである。給付型奨学金に関しては従来と変わらず認定事由は設定しないため、上記のような手続きの変更・追加等もない。

(5)「扶養する子」の範囲の追加(別添参考)

多子世帯支援における「扶養する子」は、原則として、申請する時点のきょうだい数等ではなく、確定済みの税情報により確認している。したがって、例えば、令和7年4月に大学等へ進学し、申請手続きを行う場合、令和5年12月31日時点の情報により扶養する子の数を確認することになる。また、令和7年度より、税情報に反映されない時期に出生した生計維持者の実子等(※1)を追加する取扱いとする。

具体的には、前期在学採用時等(支援始期が4月～9月)には直前の3月末までに出生した実子等を、適格認定(家計)・後期在学採用時等(支援始期が 10 月～3月)には8月末までに出生した生計維持者の実子等を、「扶養する子」に含めることが可能となる。

なお、令和6年度在学者等に関しても令和 7 年度から支援に反映することになる。このため、令和7年3月中をめどに、JASSO より各校に対して必要な手続について連絡する予定。(※2)

※1 生計維持者の実子、児童福祉法に基づき里親に委託された者(いわゆる里子)、養子のうち特別養子縁組による養子など。

※2 令和7年4月入学の予約採用者、同在学採用者について実施。令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に実子が出生等した者が対象。

(6) 令和7年度支援開始に向けた事前確認(別添参照)

令和7年度から支援を受けようとする学生等に關し、令和7年4月入学者(予約採用候補者を含む)及び令和6年度在学者に必要な手続き等は別添のとおり。

また、令和6年度在学者を対象に2. (1)に記載する多子世帯支援に該当するかの確認に關して、JASSO より対象者の在籍する各校に対し本年 1 月 31 日に連絡したところ、追加の確認等を含め調整が必要な場合は引き続き対応願いたい。

3. 令和7年度以降の事務手続き等について

(学生等の申請や各学校における事務手続きに係る基本的枠組み維持)

令和7年度から開始する多子世帯支援拡充は、「高等教育の修学支援新制度」の中で実施するものである。

学生等の申請手続きについて、給付型奨学金はJASSOに、授業料等減免は各学校に對して行うことには変わりはない。

所得要件及び多子世帯の判定(授業料等減免のみ対象となり、給付型奨学金は対象とならない者を含む。)についても、令和6年度と同様に JASSO において実施する。各学校がその結果をもとに授業料等減免対象者を認定することも変更はない。

JASSO の提供する奨学金業務関係各システム(「スカラネット」など)を利用すること、各学校による学業要件判定結果を JASSO の各システムに登録することについて変更はない。但し、学生等の申請手続き等に關しては、上記2. (4)に記載する認定事由の新設に係る事務手続きが新たに必要となる。

各校の行う授業料等減免に対する補助金申請に關する事務手続きも変更はないが、国が直接支弁する費用に關しては、5.において後述するとおり、交付時期について大幅に前倒すこととする。

なお、JASSO において各システムを改修する予定である。

これら事務手続き等に係る変更点に關しては、JASSO が2月に開催した奨学業務連絡協議会(※)等において、当省及び JASSO より案内したところであり、当日の資料も参照されたい。また、協議会後に JASSO において受付した事後質問に対する回答も隨時公表する予定である。

※令和6年 12 月 4 日付け学支奨総第 389 号、JASSO「学校担当者ページ」掲載。

※当日の様子は動画にて配信している。

<https://www2.jasso.go.jp/daigaku/kenshukai/gyoren/2025.html>

4. 授業料等減免事務処理要領(第6版)及び「Q&A」の現時点(案)について

授業料等減免事務処理要領及び Q&A の現時点における案について、各種様式(いわゆる A 様式など)のひな型の案も含め以下 URL に掲載している。

<https://mext.box.com/s/y2mjw0dltoid3rc92me4hvxtboc87mpt>

なお、後述7. のとおり、関係法令等改正の状況によっては今後の変更等もありうるものであることに留意すること。

5. 支援対象となる大学・高等専門学校の機関要件の見直し

大学(短大を含む。)及び高等専門学校の機関要件においては、収容定員に関する要件として、直近3年度いずれかの収容定員充足率が8割以上であることを設けているが、この要件を満たさない場合でも、直近の年度において収容定員充足率が5割以上であって、かつ直近の卒業生の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予することとしている。

今般、地域の経済社会にとって不可欠な専門人材の育成に貢献している大学・高等専門学校や当該学校を目指す学生へ配慮する観点から、令和7年度からの機関要件の確認審査において、上記を満たさない場合であっても、同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合(首都圏大都市部を除く)については、収容定員に関する要件を満たすものとして扱い、確認取消しを猶予することとする。

6. 授業料・入学会等の納付猶予について(別添参照)

「大学等における修学の支援に関する法律」は、低所得者世帯の学生等を対象として、修学に係る経済的な負担の軽減を図ることを目的として制定されたものである。

本制度においては、その目的を達成する手段として授業料等減免を実施している。その趣旨に鑑みれば、授業料等減免費用分は予め徴収しないことが原則であり、本制度の支援対象者及び対象となり得る者に授業料等を一旦納付させ、その支出に要する資金の準備を求めるとは、同法の趣旨に合致するものとは言えない。

また、同法改正により令和7年度より多子世帯支援を拡充することとなる場合、本制度対象者も大幅に増加する見込みであることから、上記の趣旨はますます重要なものとなる。今後、文部科学省では、納付猶予の実施状況を継続的に調査・公表するほか、授業料等減免に係る補助金等交付の要件として取り扱うなど、同法の趣旨に基づく納付猶予の着実な実施に向けた取組を段階的に進める予定である。

このため、令和7年度においては、本制度による授業料等減免を希望し各校に申請する学生等に関し、学生等が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間、各校において(前期)授業料の納付を猶予することを原則とする。当省が直接支弁する本制度補助金に関しては、交付要綱等に納付猶予を原則とする旨、新たに規定する予定である。

※令和6年度在学生が対象。令和7年4月入学者に係る入学会等及び授業料に関しては、この限りではない。

各校においては、このような趣旨を踏まえ、本制度利用者に係る納付猶予について適切に取り扱われたい。

なお、本取扱いと併せて、文部科学省が直接支弁する本制度に係る補助(※)に関しては、各校の年度始における収入への影響を考慮し、各校への1回目の交付時期を現行の8月～9月頃から大幅に前倒し、年度当初である4月中に、減免費用として十分な額を交付する予定である。交付に係る所要の手続きは既に案内しているところ、引き続き対応をお願いしたい。

※国立大学、私立大学・短期大学・高等専門学校、国立高等専門学校、株式会社設置学校、放送大学が対象。

また、都道府県等文部科学省以外の支弁者により本制度に係る減免費用を交付等されている学校にあっても、本項の趣旨を踏まえ、同様の取組に努めていただくようお願ひしたい。

7. 上記に係る関係法令等の改正について

令和7年第 217 回通常国会において、本制度の対象に多子世帯を加える法案を政府として提出しており、関係政省令等改正を本年度内に予定。

また、文部科学省ホームページに公表している「令和 7 年度からの多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学会員の無償化等について」について、上記改正内容も含めた上で更新しているので、学生等への周知等において活用されたい。

https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

なお、本事務連絡冒頭にも記載したとおり、上記各事項は、現在政府として国会に提出している法案が成立し、令和 7 年 4 月から本制度を改正した場合に速やかに事業を開始するために予めお知らせするものであることに留意されたい。

以上

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

令和7年度予算額案 6,532億円

給付型奨学金 1,954億円 授業料等減免4,578億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分 (493億円) は含まない。
国・地方の所要額 7,025億円

【支援対象となる学校種】

大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校

【支援内容】 ①給付型奨学金の支給 ②授業料等の減免

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値

(参考)「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)抜粋

III-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

- 1.ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

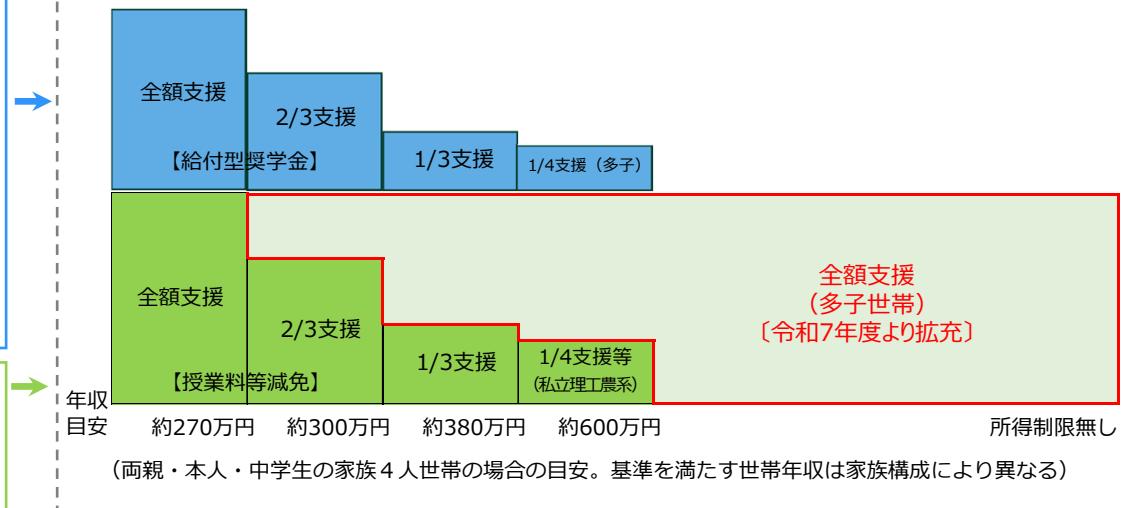
(4)高等教育費の負担軽減

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに2024年度から多子世帯(※1)や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持つない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償(※2)とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

※1 扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

支援額 (イメージ)



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後は学修状況に一定の要件を設定

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

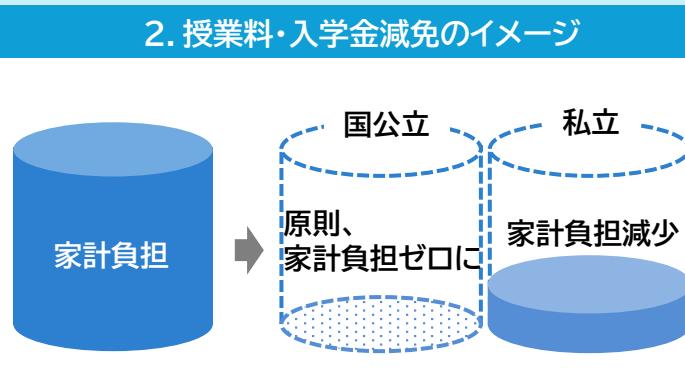
令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき**多子世帯の学生等**に対して**大学等の授業料・入学金**を、国が定めた**一定額まで減額・免除**する。
 ⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。
 ※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす 大学等が対象
財源	消費税財源を活用

2. 授業料・入学金減免のイメージ



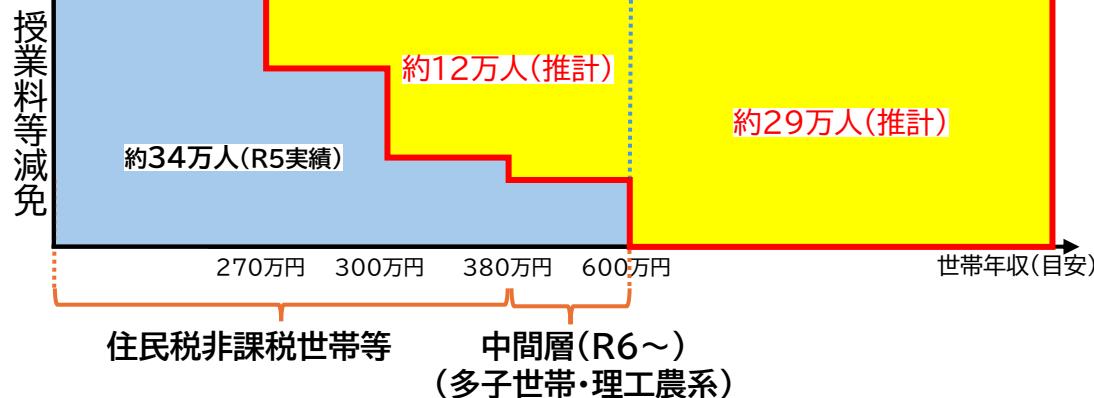
3. 減免上限額(年額)

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

4. 公費による支援

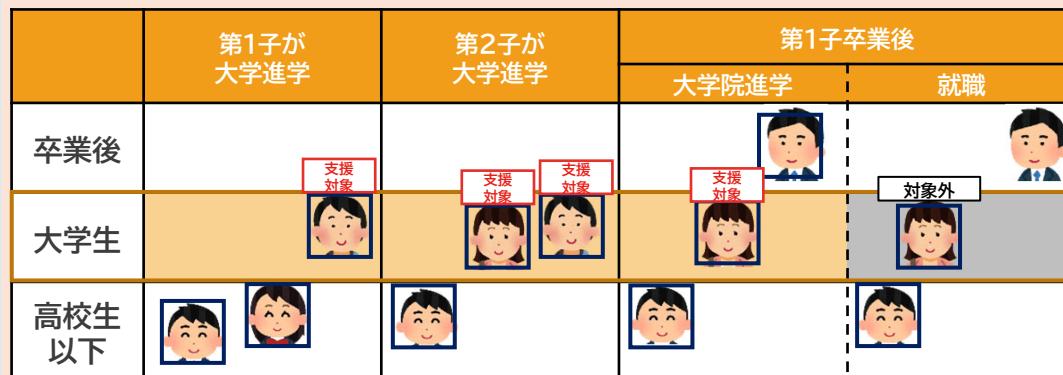
R7予算案: 7,025億円(地方負担分493億円を含む)

R7～ 多子世帯(所得制限なし): +2,600億円(推計)

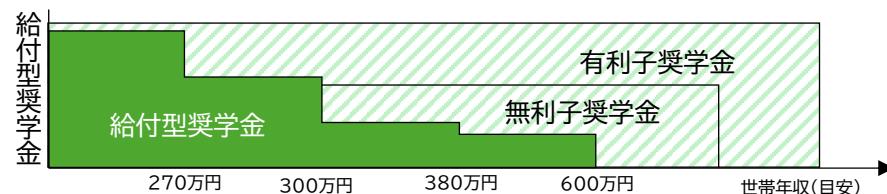


5. 対象となる多子世帯の考え方

支援対象 = 扶養する子供が3人以上かつ大学等に通っている場合



※参考 給付型奨学金イメージ



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高等4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずること**とし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

- 令和7年度進学者（令和7年度予約採用候補者）も、令和6年度在学者も対象。
- 「高等教育の修学支援新制度」を利用したことがない者は、令和7年4月以降に、在籍する学校への授業料等減免申請が必要。
- 「高等教育の修学支援新制度」を利用したことのある在学者（※）は、多子世帯に該当するか JASSO が確認。
※現在支援を受けている者に加え、支援停止中の者を含む。

令和7年度制度改正等のポイント（「高等教育の修学支援新制度」全体に係るもの）

※ 令和7年2月28日時点の決定事項を記載。今年度末まで、随時追加。

【支援区分名称変更】

条件等（年収目安）	区分(1子・2子世帯)	支援額		区分(多子世帯)	支援額	
		給付型奨学金	授業料等減免		給付型奨学金	授業料等減免
非課税世帯(～270万円)	第Ⅰ区分	(上限額) 90万円／年	(上限額) 70万円／年	第Ⅰ区分(多子世帯)	(上限額) 90万円／年	(上限額) 70万円／年
準非課税世帯(270万円～300万円)	第Ⅱ区分	(2/3) 60万円／年	(2/3) 47万円／年	第Ⅱ区分(多子世帯)	(2/3) 60万円／年	(上限額) 70万円／年
準非課税世帯(300万円～380万円)	第Ⅲ区分	(1/3) 30万円／年	(1/3) 23万円／年	第Ⅲ区分(多子世帯)	(1/3) 30万円／年	(上限額) 70万円／年
中間層(380万円～600万円) かつ理工農学部等	第Ⅳ区分(理工農)	—	(1/3or1/4) 23万円／年or18万円／年	—	—	—
中間層(380万円～600万円) かつ多子世帯	—	—	—	第Ⅳ区分(多子世帯)	(1/4) 22万円／年	(上限額) 70万円／年
中間層以上(600万円～) かつ多子世帯	—	—	—	多子世帯	—	(上限額) 70万円／年

※金額は私立大学・自宅外の場合で例示。

※「第Ⅳ区分(理工農)」と「第Ⅳ区分(多子世帯)」の両方に該当する場合は、原則として「第Ⅳ区分(多子世帯)」として取り扱う。

※「第Ⅳ区分(対象外)」の区分は廃止。

※「支援額」欄のうち、水色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満、黄色の欄は3億円未満。（次項参照）

【資産要件に係る上限額】

令和6年度まで

生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

令和7年度以降

(生計維持者の数に関わらず) 5,000万円未満
※ 多子世帯の授業料等減免は3億円未満

令和7年度制度改正等のポイント（授業料等減免に係る認定事由新設）

【授業料等減免に係る認定事由（新設）】

授業料等減免について、支援対象者としての認定事由を新たに設定。※給付型奨学金については認定事由は設定しない（従来に同じ）。

（認定事由）

- ①授業料等の負担を求めることが極めて困難（I、II、III、IV（理工農））
- ②多子世帯（I（多子世帯）、II（多子世帯）、III（多子世帯）、IV（多子世帯）、及び「多子世帯」）

【授業料等減免認定申請時】

学生等が所属校に認定申請書を提出する際に、いずれの認定事由による支援を希望するかを明示することが必要

- 令和7年4月に行う在学採用から適用。（新入生、在学生いずれも対象）
- 認定申請書（A様式1）を改訂し、希望する認定事由を確認する欄を設ける予定。

【授業料等減免支援区分変更認定の申請】

10月適格認定（家計）等により認定事由が変更となる場合、学生等は、いずれの認定事由による支援を希望するかを明示した変更認定申請書を所属校に提出することが必要

- 令和7年4月以降に行う在学採用から適用。
(10月の適格認定（家計）のほか、家計急変等も対象)
- 認定事由①と②を跨ぐ場合が対象。
【例】「区分II」から「区分III（多子世帯）」に変更
「多子世帯」から「区分IV（理工農）」に変更
- 変更認定のための様式を追加し、希望を確認する欄を設ける予定。

令和6年度に既に支援を受けている学生等が令和7年4月から多子世帯支援を利用する場合、変更認定が必要

2つの認定事由に同時に申請可能

認定申請書（A様式1、改訂イメージ）

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

○○学校長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払いを求められることがありますことを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、○○学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が○○学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報を送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	入学年月	年 月入学	
	氏名			
生年月日	（西暦） 1 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 生			
現住所	〒 <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市区町村			
所属学部・学科等			学籍番号 <input type="text"/>	
学年	昼間・夜間・通信の別	□昼（昼夜開講を含む）	□夜	□通信
希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難（大学等における修学の支援に関する法律第○条第○号第○項） <input type="checkbox"/> 多子世帯（同法第○条第○号第○項）			
過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（*）	（学校名） <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月～年 <input type="text"/> 月 / <input type="text"/> 月			
過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない			
機関の給付型奨学金に関する情報 (いざわらの印に印を付け、右欄に該当する番号を記載) アイデア				

令和7年度制度改正等のポイント（「扶養する子」の範囲）

- 多子世帯支援における「扶養する子」は、原則として、申請時点における実際のきょうだい数等ではなく、確定済みの前年以前の税情報により確認。
- 令和7年度より、申請等の直前（課税情報に反映されない時期）に出生した生計維持者の実子などを追加する。

【「扶養する子」の範囲の変更（令和7年度～）】

～令和6年度	令和7年度～
(多子世帯の要件) 生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上	(多子世帯の要件) 生計維持者（父母等）の扶養する子等が3人以上
(扶養する子の範囲) 税情報により確認できる生計維持者の被扶養者の中、 以下に該当する者	(扶養する子の範囲) 税情報により確認できる生計維持者の被扶養者の中、 以下に該当する者
・生計維持者の子（実子・養子） ・生計維持者の年下の親族（弟妹など）　など	・生計維持者の子（実子・養子） <u>（課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」などを含む）</u> ※生計維持者の実子、里子、養子のうち特別養子縁組による者など ・生計維持者の年下の親族（弟妹など）　など

【手続き等】

- 基本的には、該当する学生から申し出もらうことが必要。（（マイナンバーを通じて取得する）税情報では確認できない情報であるため）
- 採用時（例年4月・10月）・適格認定（家計）判定（主として例年10月）において反映する。
「扶養する子」に含める実子等の出生の時期は、例えば以下のとおり。
 - ・予約採用者、前期在学採用時（支援始期が4月～9月）：判定する前年の1月1日～判定する年の3月31日
 - ・後期在学採用時、10月適格認定（家計）（支援始期が10月～3月）：判定する年の1月1日～8月31日
- 各学校では学生等に対して周知の上、該当する学生から学校に対して個別に申し出た上で、各校がとりまとめてJASSOに報告。JASSOにおける適格認定（家計）に反映する。
- 令和7年度予約採用者、令和6年度在学者も該当。（令和7年4月以降の支援に反映する。）
これらの者に関しては、令和7年3月中を目途に、JASSOより各校に対して必要な手続きについて連絡する予定。

令和7年度支援開始に向けた手続き (入学者/在学者別、令和7年2月～4月頃まで)

手続きを行うのは令和7年4月以降

区分		学生等の手続き	学校における授業料等減免認定(※1)
入学者	・高等学校等在学時に予約採用を申し込み、給付型奨学金の「採用候補者」となっている	【授業料等減免】申請 (→学校) →認定申請書に認定事由の表示が必要 【給付型奨学金】「進学届」提出 (→JASSO)	学生等の希望する認定事由及びJASSOから提供される支援区分情報に基づき認定 (※2)
	・予約採用を申し込んでいない ・予約採用を申し込んだが、給付型奨学金の「採用候補者」となっていない	【授業料等減免】申請 (→学校) →認定申請書に認定事由の表示が必要 【給付型奨学金】在学採用申請 (→JASSO)	学生等の希望する認定事由及びJASSOから提供される支援区分情報に基づき認定
在学者	・授業料等減免・給付型奨学金を両方利用している (※3)	JASSOが多子世帯に該当するか確認 →多子世帯の場合、変更認定申請が必要	学生等の希望する認定事由及びJASSOによる多子世帯に該当するかの確認結果に基づき認定
	・給付型奨学金のみ利用している (※3)		学生等の希望する認定事由及びJASSOによる多子世帯に該当するかの確認結果に基づき認定
	・授業料等減免のみ利用している	【給付型奨学金】在学採用申請 (→JASSO) →多子世帯の場合、変更認定申請が必要	学生等の変更認定申請及びJASSOによる多子世帯に該当するかの確認結果に基づき認定
	・給付型奨学金も授業料等減免も利用していない	【授業料等減免】申請 (→学校) →多子世帯の場合、(変更)認定申請が必要 【給付型奨学金】在学採用申請 (→JASSO)	学生等の変更認定申請及びJASSOから提供される支援区分情報に基づき認定

※1 JASSOによる手続きを経由しない学生等は、JASSOによる要件判定（マイナンバーによる住民税情報取得とそれに基づく世帯収入・扶養する子の数の確認など）ができるない。そのような学生等については、大学等において学生等に証明書等（自治体が発行する課税証明書など）を提出させたうえで、大学等において要件判定を行うこととなる。

※2 JASSO「採用候補者決定通知」記載の支援区分により支援。（例：採用候補者決定通知で第Ⅱ区分【多子世帯○】→第Ⅱ区分（多子世帯）として支援。授業料等減免は上限額、給付型奨学金は3分の2）

※3 適格認定（家計）の結果等により給付型奨学金の支援が停止している者を含む。本制度の支援が廃止となった者は含まない。

令和7年度からの多子世帯支援拡充について（まとめ①）

※黒字は「令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化に係る情報提供及び高等教育の修学支援新制度に係る授業料等減免事務処理要領（第5版）等の一部改訂について」（令和6年10月31日事務連絡）1. (1) の内容と同じ。

※今回の追加事項等は下線部。

事項		内容
支援内容	支援額	授業料及び入学金につき、国の定めた上限額まで支援 ※給付型奨学金支援額は現行支援区分に従う
学生の要件	所得制限	なし
	資産要件	3億円未満
	扶養する子等の範囲	実子、里子、養子、生計維持者より年下の扶養親族（申請時点のきょうだい数等ではなく、確定済みの地方税の課税情報により確認） 課税情報に反映されていない新たに出生した子等（該当する学生より個別に申し出）
申請関係 認定関係	採用時の多子世帯の要件に該当するかの確認方法	原則として、独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の給付型奨学金への申込みによりJASSOにおいて判定 ※令和7年度進者及び本制度を利用したことがない在学者は令和7年4月以降の授業料等減免申請が必要。 ※在学者のうち、本制度を利用したことがある者に関して、本年2月以降にJASSOにおいて多子世帯に該当するかを確認。 ※JASSOへの給付型奨学金の申し込みを以って、各校において授業料等減免の申請があったとみなすことについては、従来と同様差し支えない。 但し、認定事由（次項）はスカラネットほかJASSOシステムでは管理しない情報であり、各校において取り扱う必要がある。
	認定事由（ <u>授業料等減免のみ</u> ）	学校の行う授業料等減免の認定事由として、下記を新設 ・授業料等の負担を求めることが極めて困難な者（I、II、III、IV（理工農）） ・多子世帯である者（I（多子世帯）、II（多子世帯）、III（多子世帯）、IV（多子世帯）、及び「多子世帯」） 認定申請時及び適格認定（家計）等により認定事由が変更する際、学生等はいずれかの認定事由による認定を希望して申請 ※令和6年度に既に支援を受けている学生等が令和7年4月から多子世帯支援を利用する場合、変更認定が必要
その他	支援区分	現行支援区分I～IIIに「多子世帯」区分を追加（表記は「第II区分（多子世帯）」など） 支援区分I～IVに該当しない世帯年収（目安600万円以上）かつ多子世帯である区分として「多子世帯」を新設

令和7年度からの多子世帯支援拡充について（まとめ②）

（参考）現行制度から取扱いの変更がないもの

事項	内容
学生の要件	多子世帯の要件 生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯
	採用となる者の学業成績の要件 一定以上の成績があること、あるいは面談やレポート等により学修意欲が確認されれば対象
	適格認定(学業)の方法(支援継続となる学業成績の要件) 令和6年7月5日付け事務連絡「令和7年度以降における多子世帯の大学等授業料等無償化及び高等教育の修学支援新制度の学業要件について」に記載の要件を適用（令和7年度より各要件の水準が変更されていることに留意）
申請関係	申込方法 令和7年度に入ってから所属する大学等において申請
認定関係	扶養状況の確認に用いる情報 原則として、申請時点で確定している前年以前の年末（12月31日）時点の住民税の課税情報
	適格認定(家計)の方法(多子世帯の要件に引き続き該当するか否かの確認) 原則としてJASSOに申請し、JASSOにおいて判定
家計急変	家計急変採用の取扱い 急変事由に該当することを確認した上で、家計要件判定※において対象であることが確認できた場合に採用 ※多子世帯支援の場合、生計維持者の扶養する子供が3人以上等の要件に該当することを確認。
その他	学生等の手続き、支援状況照会や適格認定情報登録等に利用するシステム JASSOの提供する奨学金業務関係各システム（「スカラネット」など）を利用

高等教育の修学支援新制度 機関要件について(令和7年度以降) (案)

- 以下の要件を満たす場合に、対象校としての確認を受けることができる。

※赤字部分が令和7年度からの見直し内容

教育要件 (すべての設置者に共通の要件)

★ 以下の4つの要件をすべて満たしていること。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が、標準単位数の1割相当以上配置されていること。
2. 大学等の設置者たる法人の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書(シラバス)の作成やGPAなどの成績成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 財務諸表等や定員充足状況、進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を公表していること。

経営要件 (私立学校のみの要件)

★ 以下の2つの要件をすべて満たしていること。 ※ R5までは、以下の2つの要件のいずれかを満たしていることとしていた。

1. 法人の決算に関する要件
 - ・直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
 - ・直近年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」の少なくとも一方がプラスであること。
2. 収容定員充足率に関する要件
 - <大学・短期大学・高等専門学校>
 - ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること。
 - <専門学校>
 - ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の5割以上であること。

- 上記の要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになる(毎年度確認)が、以下の場合は取消しを猶予する。

地方における学校の役割の重要性を踏まえたもの（経営要件2. 以外の要件を満たす場合）

<大学・短期大学・高等専門学校>

直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合

(上記を満たさない場合)同一道府県内に、同種・同学位分野の代替進学先がない場合(首都圏大都市部を除く)

<専門学校>

重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める場合

- 大学・短期大学・高等専門学校において、過去に確認取消しとなり、再度、対象校として申請を行う場合、経営要件の2. に加え、直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の6割以上、かつ、進学・就職率が9割超の場合も申請可とする。

授業料の納付猶予

- 「大学等における修学の支援に関する法律」は、低所得者世帯の学生等を対象として、修学に係る経済的な負担の軽減を図ることを目的として制定されたものである。
- 本制度では、その手段として授業料等減免を実施しており、その趣旨に鑑みれば、減免費用分は予め徴収しないことが原則であり、本制度の支援対象者あるいは対象となり得る者に授業料等を一旦納付させ、その支出に要する資金の準備を求めるることは、同法の趣旨に合致するものとは言えない。
- 同法の改正により、令和7年度より多子世帯支援を拡充し、本制度対象者も大幅に増加する見込みであることも踏まえれば、上記の趣旨は更に重要なものとなることから、文部科学省において、各校における納付猶予の実施状況を継続的に調査・公表するほか、授業料等減免に係る補助金等交付の要件として取り扱うなど、同法の趣旨に基づく納付猶予の着実な実施に向けた取組を段階的に進める予定。
- このため、令和7年度においては、本制度による授業料等減免を希望し各校に申請する学生等に~~関し、学生等が申請してから支援対象者としての認定を行うまでの間、各校において授業料の納付を猶予することを原則とする。~~（本制度の補助金実施要綱等において、納付猶予を原則とする旨、新たに規定する予定。）

文部科学省が直接費用を支弁する各校においては、このような趣旨を踏まえ、適切に取り扱われたい。都道府県等文部科学省以外の支弁者により本制度に係る減免費用を交付等されている学校にあっても、本項の趣旨を踏まえ、同様の取組に努めていただくようお願いしたい。

（留意事項）

- ・令和7年度より拡充する多子世帯支援のみでなく、従来の低所得者支援も対象とする。
- ・予約採用者・在学採用者・前年度から支援を継続する者のいずれも対象とする。なお、令和7年度進学者に係る入学金、既納付授業料については上記の限りではない。
- ・授業料額全額の納付を猶予する、あるいは一部を納付猶予するなど、納付猶予対象額は各校において設定することで差し支えない。
- ・各校の設定する授業料納付や納付猶予申請の期限によっては、新規採用者など支援区分が決定していない場合も多いと思われる。これらの者に関しては、本制度による支援額満額を納付猶予の対象とするなど、学生等が少なくとも各校の定める授業料額と本制度支援額の差額以上の（一時的）支出をすることがないよう取り扱う。
- ・国が直接支弁する費用に関しては、各校の年度始における収入への影響に配慮し、令和7年4月中に減免費用として十分な額を交付する予定。